

○飯能市山間地域振興支援事業実施要綱

平成18年5月11日

告示第167号

改正 平成19年3月26日告示第75号

平成20年3月26日告示第66号

平成21年4月20日告示第126号

平成22年6月21日告示第184号

平成23年5月31日告示第165号

平成28年3月30日告示第104号

平成28年4月14日告示第136号

令和5年3月31日告示第114号

(趣旨)

第1条 この要綱は、第4次飯能市山間地域振興計画(以下「計画」という。)に基づき、地域住民が自主的かつ主体的に取り組む活動を支援する飯能市山間地域振興支援事業(以下「支援事業」という。)を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(平23告示165・平28告示104・一部改正)

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 山間地域 南高麗、吾野、東吾野、原市場及び名栗の各地区をいう。
- (2) 推進団体 山間地域に居住する者を含む5人以上で構成する団体で、山間地域を振興するための事業を実施するものいう。

(平23告示165・平28告示104・一部改正)

(支援事業)

第3条 支援事業は、次に掲げる要件を備えるもので別表に規定する事業区分に応じた事業とし、市長が決定する。

- (1) 公共性及び公益性を有するものであること。
- (2) 推進団体が自ら企画し、実施するものであること。
- (3) 山間地域の各地区内において実施されるものであること。
- (4) 第6条の規定により支援の決定を受けた日の属する年度の3月20日までに完了できるものであること。

(平23告示165・平28告示136・一部改正)

(支援事業の実施方法)

第4条 支援事業は、次に掲げる方法により実施するものとする。

- (1) 別表支援区分の欄に掲げる財政的支援に該当する事業に対し、補助金の交付等による支援を行うこと。
- (2) 別表支援区分の欄に掲げる技術的支援に該当する事業に対し、技術的支援を行うこと。

(平23告示165・一部改正)

(申請)

第5条 推進団体は、前条第1号の規定により補助金の交付を受けようとするときは、飯能市山間地域振興支援事業補助金交付要綱(平成18年告示第168号)に基づく手続を行わなければならない。

2 推進団体は、前条第2号の規定により技術的支援を受けようとするときは、飯能市山間地域振興支援事業申請書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 会員名簿等
- (3) その他市長が必要と認める書類

(平23告示165・一部改正)

(支援事業の決定)

第6条 市長は、前条第2項の申請書の提出があったときは、その内容等を審査し、その結果について飯能市山間地域振興支援事業決定(却下)通知書(様式第2号)により推進団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の支援事業の決定に当たり必要と認めるときは、条件を付することができる。

3 推進団体は、第1項の規定により支援事業の決定を受けた後でなければ事業に着手してはならない。

(平23告示165・一部改正)

(事業計画の変更等)

第7条 前条第1項の規定により支援事業の決定を受けた推進団体(以下「支援事業団体」という。)は、その支援事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ

飯能市山間地域振興支援事業変更(中止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果について飯能市山間地域振興支援事業変更(中止)承認通知書(様式第4号)により支援事業団体に通知するものとする。

(平23告示165・一部改正)

(状況報告)

- 第8条 支援事業団体は、市長の要求があったときは、支援事業の遂行状況に関し、書面により市長に報告しなければならない。

(平23告示165・一部改正)

(実績報告書の様式等)

- 第9条 支援事業団体は、支援事業が完了したときは、飯能市山間地域振興支援事業実績報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 事業実績書

(2) その他市長が必要と認める書類

- 3 第1項の報告書は、支援事業の完了後30日以内又は第6条第1項の規定により支援の決定を受けた日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに提出するものとする。

(平23告示165・平28告示104・一部改正)

(その他)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年告示第75号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年告示第66号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年告示第126号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年告示第184号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年告示第165号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年告示第104号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年告示第136号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年告示第114号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第3条、第4条関係)

(平23告示165・追加、平28告示104・一部改正、令5告示114・追加)

山間地域活性化プログラムメニュー

支援区分	事業区分
財政的支援 (補助金交付)	1 いきいきと住みたい地域づくり支援事業
	2 魅力ある地域づくり支援事業
	3 空き家の利活用に関する事業
技術的支援	1 アドバイザー派遣事業

様式第1号(第5条関係)

飯能市山間地域振興支援事業申請書

年 月 日

(あて先)飯能市長

団体の名称
代表者 氏 名 ㊟
住 所
電 話 番 号

飯能市山間地域振興支援事業の支援を受けたいので、飯能市山間地域振興支援事業実施要綱第5条第2項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業の目的及び内容

3 事業期間(予定) 自 年 月 日
至 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 会員名簿等
- (3) その他

(アドバイザーの派遣にあつては、希望するアドバイザーの要件等の分かるもの)

様式第2号(第6条関係)

飯能市山間地域振興支援事業決定(却下)通知書

第 号
年 月 日

様

飯能市長



年 月 日付けで申請のあった飯能市山間地域振興支援事業の支援について、下記のとおり決定(却下)したので、飯能市山間地域振興支援事業実施要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

- 1 事業の名称
- 2 支援条件
(却下理由)

様式第3号(第7条関係)

飯能市山間地域振興支援事業変更(中止)承認申請書

年 月 日

(あて先) 飯能市長

団体の名称
代表者 氏 名 ㊟
住 所
電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で支援の決定を受けた事業について変更(中止)したいので、飯能市山間地域振興支援事業実施要綱第7条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 事業期間(予定) 自 年 月 日
至 年 月 日
- 3 変更(中止)理由
- 4 変更(中止)内容
- 5 変更(中止)期日 年 月 日(予定)
- 6 添付書類
 - (1) 変更後の事業計画書
 - (2) その他変更(中止)内容のわかるもの

様式第4号(第7条関係)

飯能市山間地域振興支援事業変更(中止)承認通知書

第 号
年 月 日

様

飯能市長



年 月 日付けで申請のあった飯能市山間地域振興支援事業の変更(中止)について、次のとおり承認したので、飯能市山間地域振興支援事業実施要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1 事業の名称

2 承認の内容

年 月 日付け飯能市山間地域振興支援事業変更
(中止)申請書記載のとおり

様式第5号(第9条関係)

飯能市山間地域振興支援事業実績報告書

年 月 日

(あて先)飯能市長

団体の名称
代表者 氏 名 ㊟
住 所
電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で事業の決定を受けた事業が完了したので、飯能市山間地域振興支援事業実施要綱第9条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業実施期間 自 年 月 日
至 年 月 日
- 3 事業の経過内容及び効果
- 4 添付書類
 - (1) 事業実績書
 - (2) その他

様式第1号(第5条関係)

(平23告示165・一部改正)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第7条関係)

(平23告示165・一部改正)

様式第4号(第7条関係)

様式第5号(第9条関係)

(平23告示165・一部改正)